

議員全員協議会会議録

令和6年9月19日

宮 古 市 議 会

令和6年9月宮古市議会 議員全員協議会会議録目次

(9月19日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
協議事項(1)	3
協議事項(2)	14
散 会	16

宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時

令和6年9月19日（木曜日） 午前10時00分

場 所

議事堂 議場



事 件

〔協議事項〕

（１）議会報告会について

（２）政治倫理審査会の審査結果に係る必要な措置について

出席議員（１８名）

１番	畠	山	智	章	君	３番	古	舘		博	君	
４番	中	嶋	勝	司	君	５番	今	村		正	君	
６番	白	石	雅	一	君	７番	木	村		誠	君	
８番	西	村	昭	二	君	１０番	小	島	直	也	君	
１１番	鳥	居		晋	君	１３番	伊	藤		清	君	
１４番	高	橋	秀	正	君	１５番	工	藤	小	百	合	君
１７番	長	門	孝	則	君	１８番	落	合	久	三	君	
１９番	松	本	尚	美	君	２０番	田	中		尚	君	
２１番	竹	花	邦	彦	君	２２番	橋	本	久	夫	君	

欠席議員（０名）

なし



議会事務局出席者

事務局長	前田正浩	次	長	刈屋巧
主査	南舘亜希子	主査	吉田奈々	
議会運営事務員	中村奈津希			



開 会

午前10時00分 開会

○議長（橋本久夫君）

皆様おはようございます。

ただいまから議員全員協議会を開会いたします。ただいままでの出席は18名でございます。会議は成立しております。

本日の案件は、協議事項2件となります。

<協議事項>（1）議会報告会について

○議長（橋本久夫君）

それでは協議事項の1、議会報告会についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

南館主査。

○議会事務局主査（南館亜希子君）

それでは事務局のほうから議会報告会の開催について御説明いたします。座って説明させていただきます。

まず、資料の1、会場及び開催日程案についてですけれども、昨年と同様に市内12か所での開催として、11月6日から11日までの平日の夜間に開催いたします。開催日程は、表のとおりとなっております。

次に、2の班編成についてですけれども、議員の構成が変わったことから、これまでの4班体制から3班体制に変更いたしまして、各常任委員会から2名ずつ割り振り、表のとおり班分けしております。ただし今後補欠選挙が予定されておりますので、開催日までに議員構成が変わることになりますけれども、この3班体制のままで、こちらに新たに当選された議員を割り振って追加するという形で考えております。

次に、3番、報告会の内容についてですけれども、昨年同様に市議会の活動と議会だよりを使って報告していただいた後に意見交換を行うという流れになります。別紙の資料で市議会の活動をタブレットに掲載しておりますので、後ほど御確認ください。

次に、4番、今後のスケジュールについてです。まず、あしたの決算特別委員会が終了した後に、班ごとの写真撮影を委員会室で行いたいと思います。これはポスターや議会だよりに使用する写真となります。そして11月に報告会を実施した後は、12月13日までに各班で報告書を取りまとめて提出していただき、そのあと議運、全協を経て、1月中旬には、市へ提出するというスケジュールになります。次のページに移っていただきまして、今後の動きの②番ですけれども、班ごとに役割分担を決めていただく必要がありますので、10月25日までに分担を決めて事務局に報告をお願いいたします。報告用の用紙は後ほど委員長さんにお渡ししたいと思います。

次に、5番、その他連絡事項ですけれども、議会報告会では各地区から市に対する要望が様々出されると思いますけれども、市へ報告するためにはその要望について、具体的な内容や場所を特定して報告する必要がありますので、住宅地図を物品に加えますので十分確認をしていただくようお願いいたします。以上で説明を終わります。

○議長（橋本久夫君）

説明が終わりました。

この件について、質問、意見があれば、挙手を願います。よろしいですか。はい、なければ、この件は、これで終わります。

○議長（橋本久夫君）

次に、協議事項の2に入る前に、工藤小百合議員から、政治倫理審査会の審査結果に対する弁明の申出がありましたので、発言を許可いたします。

工藤小百合議員。

〔15番 工藤小百合君登壇〕

○15番（工藤小百合君）

おはようございます。

弁明の許可を与えていただきまして本当にありがとうございます。

まず、全体の挨拶から始めさせていただきます。まず初めに、鉾ヶ崎小学校の宇部校長先生と、9月5日にお会いし、今回の件について、双方に不備と誤解があったということで、和解いたしましたことを議会の皆様に御報告申し上げます。今後は、用事がなくても学校にお立ち寄りください、創立150周年記念式典にも、ぜひ御協力をお願いしますと言われてまいりました。学校をお尋ねしたのは、学校長や関係者と面談させていただきたいと、審査会をはじめ、議長、副議長に再三申し上げておりましたが、その必要はないとの回答であったことから、自ら足を運ぶことにいたしました。誤解が払拭され、和やかな会談になりましたことを申し添えておきます。学校長との会談の内容については、適宜あったことのみを付け足しますが、今は、最後のほうにいたしますので、別のほう先に進めさせていただきます。

後援会発行に当たって、宮古市議会だより羅針盤8月1日発行等で、二人とも条例違反、暴言と威圧的態度等の文言が広報とともに市内全世帯に配られ、私があたかも罪人であるかのように、市民の皆様に印象づけられたことによります。家族や後援者の皆様に大変申し訳なく、やり場のない苦痛を味わっていました。このことが、どのような厳しい状況であるのか、議長、副議長をはじめ、議員の皆様にはお分かりになりますか。さらに、審査会設置の代表請求人である落合久三議員や、田中尚審査委員長が在籍する共産党の機関誌には、私に対する措置や誹謗中傷まで掲載され、盗人たけだけしい、議員辞職が妥当などの一方的な見解まで流布されました。このような暴挙に対し、死をもって抗議された兵庫県の元県民局長もあるようですが、私には、幸いにも、支えてくれる仲間たちがいて、抗議のためにも後援会報を発行し、真意を伝えようということになりました。後援会だよりの発行によって、御自身の間違いに気づき、落合議員は鳥居議員に、即時謝罪されましたし、私も鉾ヶ崎小学校校長先生と和解することが出来ました。できれば、その仲介を果たすべきだったのは、議長、副議長の役割ではなかったのかと、とても残念に思っております。私たち議員の後援会規約の中には、議会活動を伝える後援会報の発行もうたわれているはずですが。言論の自由と後援会の活動の範疇であり、規制されるものではありません。したがって、後援会だよりは、自身の批判に対する議員活動の表現手段として発行したもので、何ら批判を受けるものではないと私は思っております。共産党機関誌の無断転載については、部分引用ではそごが生じると思いましたので、そのまま掲載いたしました。無断転載はおわびいたしますが、それ以上を言及するのであれば、落合議員の議場内でのパワーハラスメントや、私に対する誹謗中傷の数々について、再度問題にいたします。

議長、副議長の会派代表者会議における威圧的な発言についてですが、9月5日の会派代表者会議において、これ以上、何かしらの行動を起こした場合には、もっと強い罰則もあり得るという発言をなさったそうです。議長と副議長が述べたということですが、本当でしょうか。もし本当だとするなら、これこそ、今話題になっている兵庫県の片山安孝元副知事が自身の権威を振りかざし部下を追求し、ついには抗議のために、自殺に追い込ん

だとされる事例によく似た言行ではないでしょうか。威圧とは、まさにこのような言行をいうのではありませんか。市議会のトップ2人が、このような発言をしたとするなら、それこそパワハラを超えた言葉の威嚇であり、おどかしと言える発言ではないでしょうか。私には、幸いに支えてくれる仲間の方々がいて、今日までどうにかやってまいりましたが、死によって抗議するつもりはございませんが、先般、市議会に辞職届を提出された田代議員は、会派の仲間から、今回の事案を突きつけられ、孤立したまま辞職に追い込まれました。今も孤立した状態が続いているようで、とても心配しております。

次に審査会請求趣旨の文言についてです。この問題も、再三申し上げておりますが、審査会設置に当たっては、請求趣旨の文言は、このように書かれております。この問題の審査会設立請求には、初めから、私を罪人と決めつけるような作為と瑕疵、根本的な欠陥があるように思います。そこで、議会事務局にお伺いいたしますが、誰があの文言を、何をもとに作成したのか私はそれがちょっと、今まで分かりませんので、それをちょっとお聞きしたいんですが、私が校長先生とお会いしたときには、校長先生は、教育委員会に一度だけ電話をかけたとおっしゃってました。そして、そのあとに困ったことは何もなかった。それは校長先生の発言です。学校長は、工藤議員にももう少し丁寧な対応をすればよかった、指摘的に反省しているというお言葉をいただきました。その後、入学式の案内はなかったんですが、運動会の案内については、これまで御案内出来ない内容の文書をいただきましたので、それはそれで理解いたしました。校長先生は、私がお邪魔したことを大変喜んでいらっしやり、話をする中で、お互いの理解を深め、誤解を払拭いたしました。これからは、今までどおりよろしくお願いしますと校長先生からそういうお言葉をいただきました。令和7年、150周年記念があるそうでございます。ぜひ協力をお願いすると、そして、何もなくても、いつでも学校に来てくださいと言われました。この私の質問なんですが、議会事務局さん、私の質問に対して、何か、後からでも…

〔何事か発言する者あり〕

○議長（橋本久夫君）

弁明、まず弁明を。

○15番（工藤小百合君）

それは弁明です。ただ、質問は、私にとって、それはちょっと今までずっと私の中では、どうしてこうなったのかなという疑惑がありましたので、どういう形でそういう文書が出たのかっていうのを聞きたいということでした。

○議長（橋本久夫君）

いずれ弁明を申し上げます。

○15番（工藤小百合君）

それはそれで結構です。

この問題の、審査設立請求に関しては、初めから、私を罪人と決めつけるような作為と瑕疵、根本的な結果があるように思います。私は一貫して、暴言も吐いていなければ、威圧的態度もとったことはないと言言してまいりました。しかしながら、議会と市民の皆様にご迷惑をおかけした責任を謝罪し、議会運営委員長、議員定数等調査特別委員会委員長、会派代表の役職を退きました。自身に科した措置でございます。また私は再三、当事者間の対面の場を設けるように提言いたしましたが、審査会及び議長、副議長は、私と学校長の聞き取りだけで、審議は十分尽くされたとの主張を繰り返し、その機会を設けようとしませんでした。しかしながら、学校長と対面し、話し合うことで、問題は極めてスムーズに氷解出来、分かり合うことが出来ました。したがって、審査

会の審査は審議不十分であったと言わざるを得ません。私は、意見書及び弁明書において、再三、慎重な審議を求めましたが、取上げられることもなく、否定し続けた議長、副議長、審査会委員長は、私の家族や市民に対し、どのような言葉を述べるのでしょうか。議員の中には、議員規範に抵触するとうわさされ、疑われている方々もおられます。誰もが不意に、私のような立場を突きつけられないとも限りません。今後、その人の名誉や人権、立場や尊厳に関わる問題が何らかの理由で提起された場合、議会は特に、より慎重に対処する必要があるのではないのでしょうか。議長、副議長は権限のある高い立場におられるわけですから、公平公正な議会の上に、もっと心を砕き、努力すべきではないのでしょうか。

共産党機関誌の件なんですが、無断転載を訴えると言われた場合には、私は、盗人たけだけしいとか、身から出たさびとその他の誹謗中傷、私に断りもなく書いたのであれば、それは訴えるというのであれば、こちら私も人権侵害で訴える、そういう気持ちでございます。コラムの転載に当たっては、そごがないようコラムの全文を記載し、転載したことを明記しています。私の誹謗中傷を書き、公に配った機関誌であるのだから、許容の範囲と私は言えるのではないかなと思っております。

次に、2人とも議員辞職が妥当と述べていますが、結論が出ていない問題について、審査会の委員長が言及し、市民に流布することは、問題だと思います。委員長といえども、教唆ともとられる文言を、審査会の了解を得て書いたのでしょうか。弁明書に対する回答は不要論に対する反論でございます。それならば、なぜ7月19日の期限を設定して、弁明書の提示を求めたのか。本来は、弁明書が出てから、再度審査会を開き、審議を行い、結論を出すべきではないのかと思います。審査会を解散するのは、それからで良いはず、審議不十分で、拙速な審査会の運営が問題であると思っております。市議会議長は真摯に弁明書に向き合うべきではなかったのでしょうか。反対意見を述べれば、請求代表人に統括され、期日内に弁明書を提出しても、広報に掲載されることもなく、弁明書に対する回答もありませんでした。弁明書提出後、議会事務局では、議長、副議長が落合さんのところは削除してほしいと言って、都合の悪い部分の削除を求めてきましたが、今回の審査会を考える上で、核心の一つでもあったことから、私は削除を否定しました。それにもかかわらず、重要部分は削除されており、とても残念に思いました。幸いにも、後援会だよりを発行したことによって、真実がつまびらかになり、落合議員の鳥居議員に対する謝罪も実現出来ました。せめて議会だよりで弁明書の全文が添付されて欲しかったと思っております。

最後になりますが、市民の皆様、議会の皆様、学校関係の皆様方に御迷惑をおかけしたことを重く受け止め、謝罪いたします。以上で私の弁明を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本久夫君）

ただいま工藤議員からの弁明がございました。このことについて、皆様から何かございますでしょうか。

畠山議員。

○1番（畠山智章君）

はい、失礼します。今の工藤議員の弁明を受けましてちょっと思うところがあり、ちょっと工藤議員に質問したいと思う場所があります。まず羅針盤の掲載のことについて、工藤議員の後援会だよりで記載されていますが、羅針盤、一応発行に当たりまして期日がございます。締切りがちゃんとございまして、多分それは全議員が認識のことと思いますが、このように書かれると、議会広報羅針盤がさも工藤議員の弁明書を載せなかった、故意に載せなかったとも受け取れる文面だと思いますが、そのような認識でしょうか。

○議長（橋本久夫君）

工藤議員。

○15番（工藤小百合君）

今の畠山議員の質問なんですが、私的には、基本的には、羅針盤に私の弁明書を全部載せて欲しかったんですけども、いろいろお聞きしますと、何か期日が間に合わないとかそういうお話を聞きました。でも、それでも、一部分だけ取り出したような羅針盤の掲載だと、私がまるで悪者みたいに、そういう印象にとられる。全部を載せればやっぱり、皆さん市民の皆さんが理解出来たと思うんですけども、一部分だけ掲載されると、私がもう学校に行って、何で入学に呼ばないのかって、そういうことだけが一番表面に出てきているので、やっぱりそれは私としては違うなと思います。だから、確かに、羅針盤の掲載記事はページ数が限られて、全部は載せることが出来なかったと思います。それはそれと思うんですが、そのために、私は、載らない部分を、私が市民の方々に誤解を与えてるということで、私の後援会会報で、私の弁明書を全部載せて、市民の皆様方に羅針盤と私の後援会報を見て、両方を見て、ちゃんと理解していただければいいなと思う気持ちで、私は、私の後援会報を出した次第でございますので、別に羅針盤の掲載の仕方が悪いと言ってるわけではございません。

○議長（橋本久夫君）

畠山議員。

○1番（畠山智章君）

はい、分かりました。

あと、弁明書の今おっしゃってた中でありました後援会だよりの発行に当たって無断の転載があったと。これ私がしゃべることではないのかもしれませんが、ちょっと、無断転載について、もしこのことも追及されるのであればというような引き合いを出しましたが、まず無断転載が違法行為であるってことは認識されてますでしょうか。

○議長（橋本久夫君）

工藤小百合議員。

○15番（工藤小百合君）

はい。それはもう十分承知しております。もし、そういうことが、例えば無断転載で、例えば私に対して、何かの措置をするというのであれば、私の部分も無断転載でいろいろ載せてありますので、私はそういうのに、私も名誉棄損で、じゃ、訴えますということを聞かれたときには言いました、違う方にですよ。党の方にはそんなことは言われてませんけれども、質問されたときにはそう私はお答えいたしました。無断で掲載することについては、違法だということは存じております。はい。

○議長（橋本久夫君）

まだありますか。畠山議員。

○1番（畠山智章君）

はい、分かりました、分かりましたって納得出来ないんですけど、宮古市議会として違法行為を了承した上で行ったというのは私たち議員全体の宮古市議会としての資質自体が市民に問われるところであります。それを工藤議員の責任でもって行った自分は認識があると言いましたけども、全体の批判になってますんで、そのことを深く理解していただきたいなと思います。

○議長（橋本久夫君）

工藤議員。

○15番（工藤小百合君）

今、畠山議員がおっしゃったように、確かに、それは違法でちゃんと許可を得て出すのが本当だと思うんですが、違法なことを私が、例えば私の後援会報に載せたときに、抗議があったときにはそういう真摯に受け止めます。私も、さっきも私申しましたけれども、私のことも盗人たけだけしいとか、いろんなこと、誹謗中傷して書いておりますので、私のことも、了解を得て私の分も書いたのかって私はそういうふうに聞きたいです。だからそういう部分に対して、私は、それを、私の後援会報の中で、そういう部分に対しても、ちゃんと理解を得てもらいたいがために掲載したのであって、部分的に抜き出して文章にすると、市民の皆様方には理解出来ないと思って、全文を掲載させていただきました。以上です。

○議長（橋本久夫君）

落合議員。

○18番（落合久三君）

議長の弁明に対するなんていうか、表明みたいなのは、今この場ではあるんですか。

○議長（橋本久夫君）

それはこれが終わり次第。

○18番（落合久三君）

終わってからやりますか。はい、分かりました。私幾つか。

今工藤議員の謝罪というのは、聞きましたが、ほとんどこの工藤議員の発行して、新聞折り込みにした後援会だよりの中身の繰り返しだったっていうふうに思っております。そこで、先ほど工藤議員は、鉾ヶ崎小学校に訪れて、校長先生と和解をしたという表現でしたが、9月5日というふうに言ったと思うんですが、9月12日でしょ。はい。それは確認です。この9月12日に、改めて鉾ヶ崎小学校に出向いて、宇部校長先生とお話をして和解をしたっていうふうに話されたんですが、私は非常に疑問に思う点があります。それはなぜかといいますと、工藤議員が後援会だよりの中でも、それ以外の中でも繰り返し言っているのは、校長先生の議会に来ての発言を見ても、文書を見ても、パワハラを受けたという言葉、威圧という言葉は使っていないということを根拠にして工藤議員は再三にわたって、校長、副校長、教育委員会の招致を、議会に呼んで、話し合いをしてもらいたいっていうことを言ってきました。これが一番のキーポイント、つまり、事の発端は、入学式に案内がなかったということに関わって、工藤議員が学校に行つてのやりとりが発端なわけですから、この核心部分についての工藤議員の意見は、校長、副校長、教員教育委員会を招致してやってもらいたいっていうふうなことが大きい柱になっているんですが、あなたが12日に行つておわびし和解したっていうのは、この校長、副校長、教育委員会を引き続き、招致して解決に当たるべきだっていう従来の主張、一番キーポイントを撤回したという意味ですか。謝罪したっていうのは。どういう意味ですか。

○議長（橋本久夫君）

工藤議員。

○15番（工藤小百合君）

撤回したということではございません。ただ、今まで私が意見書とか弁明書で、副校長、校長、教育委員会、私と対面する場を設けてほしいということは、いろいろ、文書にも書いてまいりました。その中でも、なかなか、私の思いが通じることがないので、このままではもう時間もたってしまいましたし、そういう、私的には待ってても、これ以上何も、議会側のほうでは動くことはないのではないかなと思って、もう先に、私のほうが学校に出向いて、校長先生とお会いしました。ただ、校長先生は、私が行ったときには、別に不快な顔もしないし本当

に喜んで受入れてくださいましたし、いろんなお話をする中で、学校側も、何ですか、言葉はちょっといろいろあるんですが、誤解も招くようなことがあったと。私もお互いにそういうことがあったということで、それはお話をした中で、そういう部分は、和解したと私は思っておりますし、校長先生のおっしゃったことは、先ほどの弁明の中で申し上げましたけれども、うん、申しましたけれども、校長先生は、私に対して、もう少し丁寧な対応をすればよかった。そういうお話をなさいましたし、指摘的には、自分も反省すべき点はあるということをお話しされました。それは私もお互いそうですので、この言葉が、どういう形で、不快を与えたかどうか分かりませんが、私はそういうふうに、学校側に対して、私を議員だから呼ばないのかってそういうふうな強い言葉で言ったことはないし、何で呼ばないんですかっていうお話ししたときに、議員だから、地域に貢献していないから呼ばないんですかっていう副校長先生に聞いたところ、いやそんなことはありません、私も普通に聞いたし副校長先生も普通に答えましたんで、私はその分については、分かりましたって、了解しました。だから、私が学校に対して呼ばないから、議員を呼ばないからって怒っていったとかそういう私はそういうふうには考えてませんし、学校側もそういうふうにはとっていなかったというふうには私は思っています。

○議長（橋本久夫君）

落合議員。

○18番（落合久三君）

そういうことではなくて、あなたが一番問題にしてるのは、政倫審がつくられて調査をして、条例違反でないかという結論に至っても、いやそれは、そもそも政倫審を設置する前提が狂ってるからだって、狂ってるという表現ではないですが、あくまでも校長、副校長、教育委員会を呼んで、そこに私も入って、ちゃんと誤解を解くようにやってもらいたいということが一番のポイントなんです。その点で、今度は別の角度から言いますとね、調査委員会を設置するように申請したのは代表、私は間違いありません。私だけではありません、6人で請求したんです。この6人の議員が請求をして工藤議員の言動は、条例に違反する疑いがあるよっていうんで申請しました。それを受けて議長が、議運に諮って8名の調査員を指名しましたよね。田中さんが委員長になって8名は8回会議やってるんですよ、この問題で。8回ですよ。この結論は、確かに途中で、工藤議員が言うように校長、副校長、教育委員会も呼んだらどうだという意見があったのは本当です。私も傍聴して聞いてましたから。けれども、そういうのも多数決では決めないで、粘り強く議論をして、政倫審の結論は、その必要はないっていうのが全会一致の合意なんです。ところが工藤議員にかかると、全会一致で決めたことまで、自分の意思とは違うことを決めたっていうふうにすぐこう、そこを長内アドバイザーが、我々の議員に対するアドバイスの中でね、議会のルールをちゃんと守ってっていうのが非常に欠如しているっていうのは、そういう意味だと思うんですよ。そこで、この今言った、工藤さんが再三言っている、校長、副校長、教育委員会云々っていうのはね、調査委員会でも議論になって、全会一致でその必要はないっていうのが、あなたが所属した会派から出た委員を含めて、そういう結論なんです。これまで否定するんですか。

○議長（橋本久夫君）

工藤議員。

○15番（工藤小百合君）

そこまで否定するのではないです。ただ、私的には会派から出た委員さんは、あくまでも反対したんです。その中でも、お話の中で、委員の中の話の中では、流れの中で、全体的に、皆さんが了解したという話の中で決まったと私は聞いております。反対してるのは反対しますけども、その中で、全会一致という流れの中で、そうい

うふうに委員会の答えが出ましたので、それはそれで受け止めますけれども、本当に全会一致で、本当に、反対者も何もなく、全会一致だったのかなという部分に対しては、私は、確かに政倫審では、確かに全会一致でなければ駄目ですのね、ただそういう意味で全会一致に持っていったのか、反対する人があっても2人あっても、全会一致というふうに流れを持っていったのか、それは私は、どういうふうな形の中でいったか分かりませんけれども。

○議長（橋本久夫君）

落合議員。

○18番（落合久三君）

ほかの議員も発言あると思うので短くします。すいません。遠回しな言い方をしました。

今の工藤議員の発言に見られるようにですね、全会一致だったかもしれないが、本当はそうじゃない気持ちに持っている人もいたんじゃないかって言い始めたら、ルールなんてもうないですよそれは。この問題で8回もやってんですよ、議論を。意見が違うときに多数決では1回も決めていません。みんなの認識が本当に共通するまで時間をかけて議論をして、全会一致っていうのは非常に重いと私は思います。そのことを指摘しておきます。

それからもう一つ、私と田中議員が当事者になっているこの宮古民報を後援会報にね、後援会だよりに載せている。このことに関して、先ほど工藤議員は、議長、副議長に、これは著作権侵害に当たる危険があるよっていう意味のことを言われたのに対して、私もそれは分かって、あえてやったんだって、こう言った。もう私はね驚くべき発言だと思っています。驚くべき発言なんですよ。民事でも刑事でも、この問題は、いろんな判例があります。民事の場合には、差押えだ、文書回そうとしたのやめろとかね。1回撒いたものは、撤去せよとか、刑事のほうに行けば、悪質の場合は禁錮1年以下、罰金1,000万以下っていうのが、著作権侵害のこの内容なんですよ。そういうことを分かっているながら、我々には、私にも田中議員にも事務所にも何にもこの間に関しては、問合せも何もありません。そこで質問ですが、意見を聞きたいのは、工藤議員の責任で後援会報に無断で掲載したことのおわびをちゃんと載せて、同じように全戸配布してください、出来ますか、やってほしいですが。

○議長（橋本久夫君）

工藤議員。

○15番（工藤小百合君）

おわびの文書を全戸配布することは出来ません。すいません、私は・・・

〔何事か発言する者あり〕

○議長（橋本久夫君）

いいですか。配布出来ないってことなんで。それはいいです、はい、そのまま。落合議員まだありますか。

○18番（落合久三君）

答弁は、非常に残念ですが非常に私はびっくりして聞いております。

最後ですが、この後援会だよりですが、我々も何回も何回も、いろんな角度から読んでいろんな人の意見も当然聞いております。この文章は、本当に工藤さんが全部書いたんですか。私は素朴にそういう疑問があります。どうしていいかっていうと、どうしてかっていうと、最初から政治倫理調査会を設置したこと自体が瑕疵がある、問題がある、中身もそごがある。もうことごとく全面否定しますよね、ある意味。この文章はですね、この後援会だより、この文章は、本当に宮古市の倫理条例をまともに読んだ人が書いた文章なのかなという素朴な疑問があるんです。これが分かればねこういう文章にならないと思うんですよ。そこで質問。工藤議員はこれに

関わって、鈴木俊一事務所にも何回か訪れているっていうのは同僚議員からも聞いております。端的に聞きますが、この後援会だよりも、あそこにいる秘書の方の筆も入ってますか。お答えください。

○議長（橋本久夫君）

工藤議員。

○15番（工藤小百合君）

確かに皆さんの御助言はいただきましたけれども、それは皆さんのいろんな、いろんな方、1人、2人じゃありませんので、いろんな方の御意見を聞きながら、これは私が書いた文章ですので、誰かに書いてもらったとか、そういうことではございません。そういうふうに私の文章について、そのような疑義を唱えるのであれば、じゃ、皆さんが自分の文章出したときに、これ本当にあなたが書いたんですかって、いちいちそういうふうに聞かなきゃならないじゃないですか。私は、ちゃんと書きました。

○議長（橋本久夫君）

落合議員。

落合議員、まとめてください。

○18番（落合久三君）

実際に多くの市民に、不特定多数にばらまかれたから問題にしてんですよ。以上です。

○15番（工藤小百合君）

すいません。今の落合議員の発言に、私は、議会報、羅針盤がああいう形で宮古市民に全戸に配布されたことについて、私の意図としてないところが、そのまま、市民に誤解を招くということで、誤解を招くじゃない、誤解を招かれたことについて、私は自分の後援会報で、その部分に対しても、市民にちゃんと説明すべきということで、私はこの後援会報を出したのでございますので、私の後援会報は、後援会報にも、いろんな制約はございませんので、私の議会活動と議員活動とか、いろんな部分が、後援会報ということで、出させていただきます。今回に関しては、私の弁明書が削除をされて掲載された部分について、それでは私の弁明がなかなか市民の方々には理解出来ないと思ひまして、この後援会報出した次第でございます。以上です。

○議長（橋本久夫君）

竹花議員。

○21番（竹花邦彦君）

工藤議員から橋本議長そして私、竹花に対して、大変強い御批判をいただきました。何点か御指摘をして、事実誤認がありますので、回答は不要ですけれども、指摘をさせていただきたいというふうに思っております。

まず工藤議員に申し上げたいのは、橋本議長は政倫審のメンバーではございませんので、政倫審の審査結果について報告は受けておりますが、審査には加わっておりませんので、その審査過程で、議長が云々ということはまずないということは、まずはっきり申し上げておきたいというふうに思います。

そこで、議長と私に対して、再三、学校と工藤議員の調整等の話があって、議長、副議長は、その必要性はないと。したがって私自身が、工藤議員自らが学校に出向いて、和解に至ったのだと、こういうお話をされたわけでありまして。なぜ、私と橋本議長が、その必要性はないのかといったことについては、きちんと工藤議員との面談の会談の場でも申し上げておりますが、工藤議員が求めてきたのは、先ほど落合議員も指摘をいたしました、後援会報等でも書いてありますけれども、教育委員会、学校長、副校長、そして工藤議員の4者が一堂に会した場をつくるべきだ、こういう話だったわけでありまして。ですからこれは既に、先ほど落合議員も指摘をいたしまし

たが、政倫審の場で、そういう招致要求等が鳥居議員等のほうから出されたわけでありますけれども、政倫審の審査の中で、そういう場は必要はないという、既に政倫審の中でこれ結論が出ている話であります。したがって、政倫審で下した結論を議長や私が無視をして、そういう場をセットする、これは必要がないというふうに判断をしたということでありますので、あなたがおっしゃってるように、小学校校長2人だけという話を私ども聞いておりませんからね。そのことはね事実誤認ですので、したがってそういう、あなたが要求をした4者が一堂に会して会う場をつくるべきだ。このことについては明確にその必要性はないというふうにこれは既に政倫審で、判断をしている結果だということを申し上げてたはずでありますので、ここはひとつ、事実誤認をしないようお願いを申し上げたいというふうに、まず指摘をしておきたいというふうに思います。

それから二つ目は、議長、副議長が、言わば、もっと強い罰則を与えるべきだ、会派代表者会議でそういう発言をしたという発言がございました。当然これは、鳥居晋議員が会派代表者会議に出てますから鳥居晋議員からお聞きになった話だというふうに思いますけれども、これはですね、議長が申し上げたのではなくて、私が、言わば、今回の政倫審の事案は、議場外での、言わば事案である。したがって、地方自治法で規定をする懲罰の規定には当たらない。しかし、今後、議場等を含めてですよ、様々な発言等が、工藤議員からされて、そういった状況になった場合については、地方自治法に定める懲罰規定に、ここは該当をする可能性があるんだよ。したがって、行動についてはもっと慎重にしてほしい、すべきだ、こういう趣旨の発言をしたわけであります。したがってここはね、どういうふうにお聞きになったか分かりませんが、言わば、これ以上議場等も含めてですね、工藤議員が言わば、政倫審の審査結果、判断結果を尊重しないようなそういったような行動が続くとすれば、これは議会のほうから、地方自治法の規定に抵触をする。場合によってはそのことが、さらに懲罰規定という懲罰という形で議論が進む可能性もあるよ。だからここは慎重にすべきだという趣旨で申し上げます。ですからそこを無視をして、議長、副議長がもっと重い罰を下すべきだ、こういう趣旨ではございませんので、そこはしっかりとですね、お受け止めにいただきたいというふうに思います。ですから幾つかそういった意味では、直接お会いしてお話をしている部分、あるいは第三者からお聞きをして、今日お話をされてる部分があるようでありますけれども、そういった点は、事実誤認であるということをまずきちっと申し上げておきたいというふうに思います。ここはぜひですね、工藤議員にも賢明な御判断をいただきたいというふうに思います。回答は要りません。はい。

○議長（橋本久夫君）

そのほか、特にございませんか。

西村議員。

○8番（西村昭二君）

私は今竹花副議長、落合委員のほうからもいろいろお話あったので、細かいところの質問をするつもりはないんですけども、工藤議員にはですね、つい先日まで、議会運営委員会の委員長をお務めになってた立場上もあってですね、やはり私は審査会の決定というのは、議会の決定ですので、そこについてはやはり認めるべきだろうというところを申し上げたいと思います。その中で、一つですね工藤議員に、私がお願いというか求めたいことがあります。後援会だよりの中に、実は前田事務局長の議会事務局長ですよ、職員ですよ。例えば落合議員は百歩譲って、我々同僚議員ですから、個人の名前がね、出ても、本当は私はちょっといいことではないと思うんですが、やっぱり市の職員の名前をこのような形で、市民に広めてしまうと。そしてしかも、その内容がですね、御自分がお聞きになった言葉ではなくて、同僚議員から聞いたという、要はうわさレベルの話で、前田事務局長

のお名前を出してですね、やはり、宮古市内にこういったものを配布するということは、逆に、私は人権侵害と名誉棄損に当たるんだと思います。工藤議員が、まずそこですよ、その部分に対して、例えば前田事務局長に謝罪をするという気持ちとか、そういった部分ってないんですかね。

○議長（橋本久夫君）

工藤議員。

○15番（工藤小百合君）

今西村議員さんがおっしゃった、それこそ、市の職員の名前を出したのは、それこそ人権侵害にもあたる、名誉棄損にもあたるという言葉がありましたけれども、ただ、それを聞いた、最初に聞いた同僚議員は、ちゃんとその言葉を聞いてるわけですし、それが、言った言わないということになるのであれば、じゃ、どっちがどうなのか、でも聞いたほうはちゃんと聞いてますしね。多分、時間がたってるので、言ったほうも、記憶が定かじゃないってそういう、政倫審のときにはそういうお話をなさいましたけれども、でも言ったほうは、言ったほうも聞いたほうも、そういう重大なことは忘れることはないと思います、言われたことに対して。でも、ただ名前を出したことについては、それは、本当に申し訳なかったなと思いますけれども、やっぱりそういうちゃんとした認識のもとにちゃんとこういう方がこういう話をしたんだ、それはやっぱりちゃんと皆さんが理解していただくことであって、ただ、市の職員がそういう話をしたということは、いろんな方々から、中立であるべき市の職員がそういうことを言ったのであれば、市の職員にもちょっと問題があるんじゃないかというようにいろんな、御批判、御意見をいただきました。それはその方の考えだと思うんですが、まずそれが全部正しいとか間違ってるとか言いませんけれども、やっぱり、市の職員であれば、その辺は冗談ばく言ったということだとしても、それは言ってはならない言葉ではなかったんじゃないかなと思います。以上です。

○議長（橋本久夫君）

西村議員。

○8番（西村昭二君）

非常に残念です。工藤議員のほうは、冒頭の御挨拶の中でも、事実とは異なることで、御家族、自分の周りの方も、心を痛めているというお話をされました。私は想像ですけども、前田事務局長の御家族、もちろん同じだと思います。しかも、工藤議員は前田事務局長に直接事実確認をしませんよね。そういう間接的な話で、あたかも宮古市職員がそういう発言をしたんだということは、やはり私はですねこれは絶対やってはならないことだと思っています。ですから事実を確認、御本人が、工藤議員がして、そして、それでこういった文書流布したというのであれば、百歩譲って、名前を出さないで、兵庫県の問題でも、役職だけで、個人名は絶対職員の名前出してませんので、そういったところも踏まえてやってるのであればまだよかったです、この事実かどうか確認もせずにやったということは、やはり少し反省するべきだと私は思ってます。これに対しての答弁は要りませんので、ちょっと私の個人的な思いというところで受け止めていただきたいと思います。

○議長（橋本久夫君）

田中議員。

○20番（田中尚君）

はい。工藤議員のほうからそれこそ政倫審の委員長ということで名指しで弁明の中で、批判されたというふうには私は受け止めたので、もちろん答弁要らないわけですがでも私の意見を述べて、工藤議員のですね、なおその適切な理解を促したいという意図で発言をいたします。

まず政倫審の設置の経過に関しましては、工藤議員の受け止めとは全く別ですね、これは我々一方においては憲法、それから地方自治体にありました条例、これを守る立場にあるわけでありまして。いわゆる今はやりのあちらの言葉で言いますとコンプライアンス、法令遵守主義、これをもとに、当選後1か月以内にですね、工藤議員も今回5期もベテラン議員の部類でありますので、そのたびに、1か月以内に、この条例を守って、本来、議会基本条例に定められております私たちの議会活動を目指す議員と議会の在り方についてですね、約束をするために、誓約書を出しております。そういう流れからいきますと、工藤議員の先ほどの発言ですとですね、あたかも政倫審設置のこの経緯が、工藤議員の名誉と人権を傷つけるために、作為的に設けられたということを冒頭ですね、おっしゃっております。これは全くの事実見当違いの認識でありますので、私たちやっぱり条例に基づいて、丁寧に仕事をしたという自負がありますので、そこを根底から理解いただけないような発言はですね、非常に工藤議員のこの間の当選期数を考えますと、ましてや、副議長という要職もこなしておりますので、そこは残念でありますし、当然冷静に考えれば、御理解いただける部分でもあるのかなと思って、あえて指摘をしながら発言しております。私からは以上です。

○議長（橋本久夫君）

ほかになければ、工藤議員は自席にお戻りいただいて結構です。よろしいですね。

どうぞお戻りください。

それでは、この後の協議事項については、工藤小百合議員に関する自己の一身上に関する事項に該当をいたしますので、除斥されますので、一旦退席をお願いしたいと思います。

〔15番 工藤小百合君退場〕

○議長（橋本久夫君）

今資料を配布いたします。資料は行き渡りましたか。

ただいまお配りした資料でございますが、工藤小百合議員の弁明書に対する議長見解についての案でございます。それを説明をいたします。

去る9月11日に正副議長で工藤議員と面談し、工藤小百合後援会だよりの発行の経緯等を質問したところでございます。工藤議員からは、弁明書の主張内容を変える意思はなく、弁明書に対する回答を求める意向が示されました。政治倫理条例では、弁明書に対する回答の規定は定められてはおらず、議会は、工藤議員の弁明内容について、意見、回答することは控えてきたところでございます。しかし、後援会だより発行等で、市民に議会不信をおおるような混乱を招いている事態は、議会として看過出来ないものであります。これらを踏まえて、市議会として、工藤議員の弁明書に対して明確な見解、意見を市民に示し、説明する必要があると判断し、ただいまお配りした案のとおりでございます。議長見解を表明し、あわせて弁明書に対する回答としたいと考えております。お配りした工藤小百合議員の弁明書に対する議長見解については、この案を御確認いただき、御意見がございましたら、9月25日までに事務局へお知らせくださいますようお願いいたします。

以上ですが、この件について、何か皆様からございませんか。よろしいですか。では、この案を確認いただきながら、何かあれば、事務局のほうに申出てください。

はい、ではこの件についてはこれで終わります。

○

<協議事項>（2）政治倫理審査会の審査結果に係る必要な措置について

○議長（橋本久夫君）

それでは、協議事項の2、政治倫理審査会の審査結果に係る必要な措置についてを議題といたします。

初めに、私から説明をいたします。

それでは、政治倫理審査会の審査結果に係る必要な措置について説明をいたします。

7月5日の議員全員協議会において、政治倫理審査会審査結果についてを、私から報告いたしました。田代勝久君については、9月11日に辞職願が提出され、9月17日の本会議で辞職が許可されました。工藤小百合議員については、7月18日に弁明書が提出されましたが、その後、被請求議員自らが講じる必要な措置、また、そのような行動が見られないことから、政治倫理条例第11条第2項の規定により、被請求議員自らが必要な措置を講じないときは、議会が必要な措置を講ずることになっていますので、8月8日から会派代表者会議を開き、議会としての必要な措置について協議してまいりました。会議は、長内アドバイザーからの意見も聞きながら、全4回開催しましたが、全会一致で案をまとめることは出来ませんでした。9月5日の最終会議では、案が三つありました。一つは、審査会を否定する内容のチラシを一部地域に配布しており、反省の色も見えず、議員辞職勧告決議案を提出するという案が3会派。二つ目は、議長からの厳重注意、市民、議会、学校への謝罪、そして、議会運営委員会委員長等の役職辞任勧告決議案を提出するという案が3会派。三つ目は、工藤議員が属する会派で議長からの厳重注意という案でございました。結論として、会派代表者会議で案の一つにまとめることはせず、9月定例会議の最終日30日にそれぞれで決議案を提出し、全議員で採決し、決めることにいたしました。

9月5日時点では、この3案の決議案が提出されるものと考えておりましたが、その後、工藤議員は、9月6日の新聞折り込みで、後援会だよりを市内各戸に配布しました。内容は、以前に、一部地域で配布したチラシ同様に、審査会を否定する内容で、このような行為は、議会の必要な措置を、より重いものに判断せざるを得ないものでございました。

一方、工藤議員からは、9月10日に会派代表、議会運営委員会委員長、議員定数等調査特別委員会委員長の役職辞任の届出がありました。また、9月12日には、鉾ヶ崎小学校に謝罪したことも報告がありました。この行為は、被請求議員自らが講じた措置ではありますが、今度はこの被請求議員自らが講じた措置が、議会が求める必要な措置に足りるかどうか争点になるわけです。ここにきて、被請求議員自らが措置を講じたことで、各会派の判断はより難しくなっておりますが、その後の被請求議員の行動も加味して、各会派は、決議案の提出の判断をいただきたいと思います。

各議員におかれましては、工藤議員の必要な措置について、決議案が多数提出された場合は、全部の提案に賛成することがないように御注意を願います。また、重要な採決になりますので、議員としての責任を果たすためにも、退場がないよう、よろしくお願いいたします。

以上、私のほうから、政治倫理審査会の審査結果に係る必要な措置について説明をいたしました。

この件について何か質問、御意見があれば、挙手を願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本久夫君）

では、質問がないようでございますので、ほかになければ、この件は終わりますが、よろしいですか。いいですね。ありますか、その他で。松本議員、もしあれば、今のあれで。

松本議員。

○19番（松本尚美君）

皆様のお手元にお配りをさせていただいておりますけれども、私を含め、長門議員、そして小島議員、竹花副

議長、4名での発議を予定をいたしております。ぜひ、お読みいただき、御賛同いただきますよう、お願いしたいと思います。内容についてはですね、見ていただければ分かりますけれども、まずは今日弁明、さらなる弁明がございましたが、限りなく否定するものというふうに思われますし、また学校に出向いての謝罪ということでありますけれども、謝罪をしたということではありますが、やはり公式的に謝罪を求めるという内容でございますので、猛省と謝罪ということの提案をさせていただきたいと思っております。

○議長（橋本久夫君）

これは説明でよろしいですね。はい。

ほか皆様のほうからございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本久夫君）

なければ、この件は、これで終わりとなります。

予定していた案件を全て終了いたしました。その他に移ります。皆様から何かございませんか。

刈屋次長のほうから説明がございます。

○議会事務局次長（刈屋 巧君）

それでは、その他で、当局から、専決処分の説明がありましたので、御報告いたします。

タブレットのほうにも資料を載せておりましたけれども、田代勝久議員の辞職に伴い、50日以内に補欠選挙が行われます。その費用の補正予算は、9月定例会議中ではありますが、専決処分で行われます。これは、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長の専決処分事項として、解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正を指定しているためです。なお、地方自治法の解釈法によると、市長の専決処分事項に指定されているものは、議会が議決しても、それは無権限な議決であり、無効であると記載されておりますので、定例会議中ではありますが、専決処分し、30日の本会議で報告しますとのことですので御理解をお願いしたいと思います。ただいまの説明資料をタブレットに配信しておりますので御確認をお願いします。以上です。

○議長（橋本久夫君）

はい、ありがとうございます。

ほかになければ、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本久夫君）

はい、では、皆様からほかにならぬようでございますので、これをもちまして議員全員協議会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午前11時07分 閉会

○

宮古市議会議長 橋 本 久 夫